

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業【第1号訪問事業】 運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 株式会社ホームケアべんり堂が開設する指定訪問介護事業所及び介護予防・生活支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームケアべんり堂 ヘルパーステーション
- (2) 所在地 徳島県徳島市北矢三町1丁目1-15番地

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも訪問介護業務の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 3名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供に当たる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。
但し、12月30日～1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 (指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供方法)

第6条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第7条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスを提供する。利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第8条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第 9 条

- (1) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (2) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 10 条 正当な理由なく指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供が困難と認めた場合は、他の指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業者の紹介など必要な措置を講じる。

第 11 条

- (1) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- (2) 前項の被保険者証に介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスを提供する。

第 12 条

- (1) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- (2) 居宅介護支援（これに相当するサービスも含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者がうけている要介護認定等の有効期間の満了日の 1 ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第 13 条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申し込み者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第 41 条第 6 項および介護保険法施行細則第 64 条各号いずれにも該当しない時）は、当該利用申し込み者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定訪問介護の内容）

第 14 条 指定訪問介護及びの介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービス内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

第 15 条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供にあたっては、次条第 1 項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

- (1) 指定訪問介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (2) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (3) 常に、利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

第 16 条 サービスの提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護及びの介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。

- (1) 前項の訪問介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に添って作成する。
- (2) サービスの提供責任者は、第 1 項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- (3) サービスの提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。なお、第 1 項から第 3 項までの規定は、訪問介護計画変更について準用する。

(指定訪問介護の利用料等)

第17条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービス提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし当該指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

(1) 第19条の通常の実施地域を越えた場合の交通費については、次の額を徴収する。

事業所から地域外片道おおむね5キロメートル未満100円を徴収する。

その後、5キロメートルにつき100円を加算する。

(2) 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して 事前に文書で説明したうえで、支払い同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(3) 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第18条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスを提供した際には、当該訪問介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、徳島市とする。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第20条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに管理者に報告する。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が、正当な理由もなく指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められる時、偽りや不正な行為によって 保険給付を受けた、あるいは受けようとした時は、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第22条 利用者に対して、適切な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスを提供できるよう、訪問介護員等の勤務体制を定める。訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第23条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に務める。

第24条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第25条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(1) サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第26条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によりサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第27条 提供した指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(1) 自ら提供した指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や開示の求め、当該市町村の職員から質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(2) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービス等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第28条 利用者に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(1) 利用者に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(会計の区分)

第29条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第30条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

(1) 利用者に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(その他)

第31条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は株式会社ホームケアべんり堂取締役会と管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は令和3年2月1日より施行する。

変更事項令和6年1月1日付け虐待防止に関する事項追加。